

広告掲載仕様書

下記の広告事業において、市の広告媒体に掲載又は掲出する広告を取り扱う広告代理店を募集します。

◆ 事業の名称 札幌市北区役所周辺ならびに区内広域地図等掲出 広告事業

◆ 施設の概要について

施設の名称	札幌市北区役所	広告掲出場所の図面等 別紙のとおり
施設の所在	札幌市北区北24条西6丁目	
設置目的	来庁者への利便性の向上並びに広告掲載による財源確保 及び民間事業者への地域貢献の機会の提供	
開庁時間	8時45分～17時15分	
休館日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の休日 (12月29日～1月3日)	
年間利用者数	約242千人(職員含む)、(1日約1,000人)	
その他	・業務期間は令和8年12月1日から令和9年11月30日までとする。 ・業務期間満了の3ヶ月前までに、双方から特段の意思表示がない場合、同一内容、同一条件でさらに1年間更新することが出来ることとする。 ・更新については業務を開始した年度を含めて最長5年間(令和13年11月30日まで)とする。	

◆ 募集の内容について

広告掲出期間	広告掲出位置及び掲出方法	スペース
令和8年12月1日 ～ 令和9年11月30日	区役所1階正面玄関風除室(内側)内	H2,100mm×W2,000mm ×D150mm以内とする。

広告掲出条件	1 設備の状態を良好に保つため、定期的な巡回を実施すること。 2 設置については庁舎に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に関する防止策を十分に行うこと。 上記のほか、札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準を遵守して下さい。
広告物の仕様	(本体) ・本体の材質は、スチール製でメタリック焼付塗装を施すこと。または同程度とする。 ・本体の色合いについては、ロビー全体の雰囲気을考慮し作成すること。 ・地図と広告については、インクジェットフィルムで作成し、乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込むこと。 ・本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。 ・本体と床をアンカーボルト等で留め、本体が転倒しないような措置をすること。また、撤去の際は現状復帰すること。 (地図) ・本体内に区役所周辺(H400mm×W700mm以上)、区内広域(H950mm×W950mm以上)の地図を配置し、それぞれの地図には、公共施設や災害時の避難場所等をわかりやすく表示すること。 (広告) ・広告枠部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示すること。 ・広告枠の広告が、地図上でどこなのかがわかるように座標番号等で表示しておくこと。 ・色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。

	(その他) ・地図及び広告の掲載可能範囲は、H1,200mm×W1,800mm以内とする。 ・破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、年に一度は地図の貼り換えを行うこと。 ・液晶ディスプレイなど電気を使用する場合、電源の開閉は8時00分から17時30分までとし、タイマーその他の機器による自動制御を行い、区役所の開庁時のみ稼働させること。また、電気料及び電源確保のため電気工事を行う場合の工事費用については、広告代理店の負担とする。 ・音声が発生する機材の設置は認めない。
広告物(出力見本)の提出期限	その都度（掲出前に内容審査を行うための期間を考慮すること。）広告物の内容審査を行いますので広告原稿等納入届（本市指定様式）及び出力見本を提出して下さい。
広告物掲出作業の工程	広告代理店の責任において指定の場所に掲出して下さい。（時間外作業とします。）
その他	広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを明示します。 また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項を注記します。

◆ その他

- ・ 広告代理店には、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行っていただきます。
- ・ 広告物の作成、掲出等に関する経費は、全て広告代理店の負担によるものとします。
- ・ 広告物(出力見本)等の提出後、事業実施課により内容審査を行い、広告原稿確認書を交付します。このとき、必要に応じて修正等の指示をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 広告物の掲出完了後、広告掲載完了報告書をお渡しします。広告代理店は広告の掲出を確認後、広告掲載完了確認書を提出して下さい。
- ・ 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、契約担当部局と十分に協議をして下さい。
- ・ 広告掲載完了確認書を提出していただいた後、納入通知書により広告代理店が札幌市に納入する広告料を請求しますので、納入通知書に定める納期限までに納入して下さい。
- ・ 広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了時における広告物の撤去等については広告代理店の責任において行っていただきます。
- ・ この仕様に定めのない事項は、契約担当部局及び広告代理店間で十分協議のうえ決定します。

問い合わせ先（契約担当部局）
 北区市民部総務企画課庶務係 担当：小島（こじま）
 TEL：757-2403
 FAX：747-5898
 Eメール：ki.somu.keiyaku@city.sapporo.jp

1階

